

「監査等委員(会)職務確認書(初版)」の解説

(1) はじめに

(1) 「監査等委員(会)職務確認書」の利用方法

- ・ 監査等委員が、自らの職務の遂行状況を個人的に確認する自己点検用である。
- ・ 監査等委員は、非業務執行取締役である。取締役としての職務執行の確認は、「取締役職務執行確認書」を活用する。

(2) 「監査等委員(会)職務確認書」の構成

- ・ 全体は、＜前文＞＜本文＞＜別紙＞で構成する。
- ・ ＜前文＞の要点は、「監査等委員会設置会社の特徴」の説明にある。
- ・ ＜本文＞は、[確認事項]、[説明]、[監査等のツボ]で構成する。
- ・ [確認事項]は、監査等委員又は監査等委員が構成する監査等委員会が遂行すべき基本的な職務を列挙し、自己点検するためのもの。法令に沿ったほぼ最低限の規律。
- ・ [説明]は、確認事項で列挙した事項についての根拠となる会社法令等、又はそれに準じる規律・規範を説明している。
- ・ [監査等のツボ]は、職務遂行上の実務的な留意点について記載している。
- ・ ＜別紙＞は、＜本文＞の説明を補足する参考資料を添付している。

(3) 「監査等委員(会)職務確認書」作成に当たって参考とした重要な文書・書籍

- ・ 会社法・会社法施行規則・会社計算規則、金融商品取引法等
- ・ 日本監査役協会「監査等委員会監査等基準」(平成27年9月29日制定)
- ・ 日本監査役協会「監査等委員会規則(ひな型)」「監査報告(ひな型)」
- ・ 監査懇話会「監査役職務確認書」(2017年版)
- ・ 商事法務「監査等委員会導入の実務」(弁護士塚本英巨著 2015年3月31日初版)
- ・ 商事法務「監査等委員設置会社の実務」(弁護士太子堂厚子著 2016年4月30日初版)

(4) 「監査等委員(会)職務確認書」委員会のメンバー(敬称略)

板垣隆夫	日本オキシラン(株)	元常勤監査役
伊藤國光	(株)ナンシン	常勤監査等委員
久保義弘	河西工業(株)	監査等委員
角谷洋一	朝日火災海上保険(株)	監査等委員
高橋 薫	兼松エレクトロニクス(株)	常勤監査等委員
畑 伸郎	(株)シグマクシス	常勤監査等委員(社外)
星 一雄	(株)湖池屋	補欠監査等委員
堀田和郎	(株)近鉄ロジスティクス・システムズ	元監査役

(2) 監査等委員会設置会社の主な特徴

*p.1~2<前文> 2. 監査等委員会設置会社の特徴 (1)~(7) 参照

(3) <本文>各項の[確認事項][説明][監査等のツボ]の説明

I. 監査等委員会の運営 p.3~6

1. 常勤監査等委員の設置 p3~4 [確認事項] 3. 4. [説明](2) [監査等のツボ](2)(3)

2. 監査等委員会の主な決議事項~監査役会と監査等委員会の同じ点・異なる点

—p.5~6 [確認事項] 4. 5. 6. 7. [説明](4)(5)(6)(7) [監査等のツボ](2)

及び 別紙1 — 【参考】監査等委員会の決議事項・同意事項・協議事項の例

II. 監査等委員会の監査の環境整備 p.7~9

・代表取締役との意見交換 —[確認事項] 1. [説明](1) [監査等のツボ](1)

・監査等委員会の監査の環境整備に関する基本方針の決定⇒取締役会にて意見表明・提案
⇒取締役会の内部統制システム決議の一部

—[確認事項] 2. 3. 4. 5. [説明](1)(2)(3) [監査等のツボ](2)

・内部監査部門・会計監査人との緊密な連携<組織的・効率的な監査(組織監査)><社外監査等委員のみで構成される監査等委員会を想定

—[確認事項] 6. [説明](4)(5) [監査等のツボ](3)(4)

【参考】協会アンケート(平成30年4月公表)

①監査等委員会設置会社 456社の回答

監査等委員会スタッフあり	上場会社 54.2%	非上場会社 36.7%
	大会社 55.7%	大会社以外 33.3%
内部監査あり	上場会社 99.3%	非上場会社 100.0%
	大会社 99.5%	大会社以外 98.1%

②監査役(会)設置会社 3,448社の回答

監査役スタッフあり	上場会社 50.6%	非上場会社 36.2%
	大会社 49.4%	大会社以外 23.6%
内部監査あり	上場会社 98.7%	非上場会社 77.0%
	大会社 90.4%	大会社以外 76.3%

III. 業務監査 p10~15

(1. 業務執行取締役の監査 2. 取締役会における監督状況の監査)

*監査等委員である取締役は、監査等委員(会)の職務として取締役の職務執行の監査、取締役会の意思決定・監督状況の監査をしなければならない。同時に、取締役会の職務を遂行する(決議事項の賛否表明を含む)。

- ・監査等委員の固有の権限・責任
 - =取締役会への報告、取締役の行為の差止請求、株主総会提出書類等の報告
 - 1. p.10～12 [確認事項] 1. 5. [説明](1)(5)(6) [監査等のツボ](2)(3)
 - 2. p.13～15 [確認事項]なし [説明](6) [監査等のツボ](3)
- ・内部統制システムの構築・運用の監査
 - 1. p.10～12 [確認事項] 2. 3. 4. [説明](3)(4) [監査等のツボ](1)
 - 2. p.13～15 [確認事項] 1. [説明](3)(4) [監査等のツボ](2)
- ・重要な業務執行の決定の取締役への委任
 - 1. p.10～12 [確認事項]なし [説明](2) [監査等のツボ](4)
 - 2. p.13～15 [確認事項] 4. [説明](1)(5) [監査等のツボ](1)
- ・取締役会における監督状況の監査
 - 2. p.13～15 [確認事項] 1. 2. 3. 4. 5. [説明](1)(2)(5)(8) [監査等のツボ](4)(5)

IV. 会計監査 p.16～18

- * [説明](2) 会計監査人から報告を受ける選定監査等委員の選定 (会社 397②④)

V. 監査報告 p.19～21

- * 個々の監査等委員は、「監査報告」を作成しない。
- * 「監査等委員会監査報告」は、監査等委員会で審議し、決議をもって決定する。
- * 「監査等委員会監査報告」の内容に異議のある監査等委員の意見を付記できる。

VI. 監査等委員以外の取締役の選任等・報酬等の意見の決定 p.22～23

- ・監査等委員会は、意見を決定しなければならない(監査等委員会の職務)。
- ・取締役の選任等の意見は、株主総会に提出される取締役選任議案(監査等委員以外の取締役の任期は1年)に関わる意見となる。
- ・取締役の報酬等の意見は、通常、株主総会で限度額を定めてあるので、株主総会に提出される報酬等議案に関わる意見より、報酬体系、業績に対応する報酬額、個々の取締役の報酬額に関する意見となる。毎期、意見を決定する。
- ・監査等委員会は、株主総会で監査等委員会の意見を陳述する権限を有するが、意見陳述をしなければならないわけではない。必要と認めたときは意見陳述する。
- ・監査等委員会で意見決定後、代表取締役に対し、又は取締役会で意見表明をし、意見のすりあわせを試みる。代表取締役等に対し強制力を有するわけではない。
- ・取締役選任候補者の決定及び報酬額の決定を、代表取締役に一任している慣習から、透明性を持たせることに意義がある。
- ・社外取締役を主要メンバーとする任意の「指名委員会」「報酬委員会」を設置する場合は、監査等委員会の意見決定との関係を踏まえて、制度設計を行う必要がある。

VII. 企業不祥事の対応、訴訟等への対応 p.24～25

【参考】協会アンケート（平成 30 年 4 月公表）

①監査等委員会設置会社 456 社の回答

指名・報酬委員会の両方又はいずれかの設置あり	上場会社 25.1%	非上場会社 13.3%
	大会社 26.4%	大会社以外 9.3%
なし	上場会社 74.9%	非上場会社 86.7%
	大会社 73.6%	大会社以外 90.7%

②監査役（会）設置会社 3,448 社の回答

指名・報酬委員会の両方又はいずれかの設置あり	上場会社 29.4%	非上場会社 3.7%
	大会社 19.3%	大会社以外 2.5%
なし	上場会社 70.6%	非上場会社 96.3%
	大会社 80.7%	大会社以外 97.5%

（4）質疑応答

以上